
第6章 災害復旧計画

市は、災害応急対策計画に基づく応急復旧後、被害状況や地域の特性、関係機関施設管理者の意向等を勘案して、災害に強いまちづくり等の中長期的な課題解決を図る計画的復興について早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定めるものとする。

特に、大規模災害時等の場合には、定めた基本方向に基づき復興計画を作成し、適切な進捗管理を行うものとする。

復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促すとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

また、復旧、復興対策の推進のため、庁内の推進体制を構築したうえで、必要に応じて国、県、他の地方公共団体に対し、職員の派遣、財政面の支援、その他の協力を求めるとともに、緊密な連携を図るものとする。

さらに、被災者に対する適切な支援のため、そのニーズの把握に努めるとともに、関係機関に対して必要な支援や協力を求める等により、早期の復旧・復興を図るものとする。

第1節 公共土木施設、農林水産業施設災害復旧計画

被災した施設は応急復旧後被害報告、現地調査により被害状況を把握し、災害復旧事業計画をたてて、被害施設の原形復旧と併せて、再度の災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う。

1. 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に規定する政令で定める公共土木施設

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| (1) 河川 | 河川法第3条の規定による施設 |
| (2) 港湾 | 港湾法第2条の規定による施設 |
| (3) 海岸 | 海岸法第2条及び、第3条の規定による施設 |
| (4) 砂防施設 | 砂防法第1条の規定による施設又は第3条の規定により同法が準用される施設 |
| (5) 道路 | 道路法第2条第1項の規定による道路 |
| (6) 下水道 | 下水道法第2条第3,4,5号の規定による施設 |

2. 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の規定による農林水産業施設

- | |
|----------------|
| (1) 農地 |
| (2) 農業用地施設 |
| ア かんがい排水路 |
| イ 農業用道路(橋梁を含む) |
| ウ 農地、農作物の保全施設 |
| (3) 林業用施設 |
| (4) 漁港施設 |
| (5) 共同利用施設 |

第2節 災害復旧応急融資計画

1. 農林水産業応急融資計画

被害の状況に応じて「天災融資法」を適用し、低利、長期の経営資金について円滑な融通がなされるよう農業協同組合、漁業協同組合を金融機関として資金を導入、農業、水産業経営の維持安定を図る。その他「自作農維持資金の災害復旧資金」の導入を促進し、農業経営の安定を図り、水産業関係については「農林漁業金融公庫」、「農林中央金庫」等の制度金融系統金融の活用を図る。

2. 中小企業応急融資計画

被災商工業者の災害復旧融資については「日本政策金融公庫」等の制度金融を積極的に導入するとともに、特別小口資金融資制度の活用を図り、市はその信用補完に努める。

また、緊急措置としては状況に応じて、市内金融機関の協調を得て荒尾市中小企業融資資金規則による融資制度を拡充し、円滑な緊急融資を促す。

第3節 生活再建等の支援

市は、り災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付するものとする。この際、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施のため、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成に着意する。また、災害時の人心の安定に資するため、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）など、被災者の自立支援のための措置を講ずるものとする。

1. 衣料、生活必需品その他物資供給計画

(1) 物資の調達

衣料、生活必需品その他の物資の調達は次により行う。

ア 衣料、寝具その他生活必需品は応急救援用として必要最小限の数量を備蓄するほか、取扱業者との密接な連絡により緊急時の調達可能数量を把握しておく。

イ 備蓄物資で不足する場合は、県、国、その他関係機関に応援を要請するほか業者から購入、調達する。

ウ 災害救助法の適用を受ける場合は、同法令の定めるところにより調達する。

エ 被災者が必要とする生活必需品が円滑に提供されるよう、ホームページ等による適時、的確な情報発信を行う。

オ 小口・混載の支援物資を送ることは被災自治体の負担になること、必ず自治体のホームページ等で不足している物資や送付する際のルールを確認したうえで送ることなど被災地支援に関する正しい知識や生活必需品の提供ルールなどの普及啓発に努める。

(2) 物資の輸送

物資の輸送は、必要に応じ物資輸送班を編成し、災害対策本部班の統制により、公用車及び協定締結機関をもって実施する。その他必要な場合は、応援部隊及び民間貨物業者に依頼する。

(3) 物資の配給

被災者に対する救助物資の配給は、救援物資配分に関する市の計画に基づき災害救助法施行規則の定めるところにより行い、その他一般救済品などについては被害に応じて配給する。配給の方法は次のとおりとする。

- ア 配給の対象は、住家に被害を受け日常生活に欠くことのできない必需品をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことができない者とする。
- イ 配給の場所は、原則、避難所開設中は各避難所とし閉鎖後は市役所とする。
- ウ 物資の種類及び配給限度は、災害救助法施行規則の定めるところによるほか、災害の程度に応じて決める。
- エ 物資の配給に当たっては、所定の帳簿を整理保管しなければならない。

2. 被災者に対する生活支援等

- (1) 被災者の生活再建に向けて、災害ケースマネジメントの実施等により、その見守りや生活支援、相談対応等の被災者支援を行うものとする。

(2) 被災者支援のための体制

各種支援の円滑化を図るため、福祉課の統制により、関係する部署が連携し、被災者対応プロジェクトチームを設置して対応する。

- (3) 被災者の生活相談に対応するため、必要に応じて生活困窮自立支援窓口において相談対応を行うとともに、ケースワーカー等の専門相談員を被災地に派遣し、各種福祉相談に応じて、被災者の自立安全を図るものとする。

また、消費生活に対する相談についても、各種震災支援策等の情報を収集・整理し、職員と消費生活相談員が共有して、被災者からの相談に対応するとともに、休日・夜間開設の相談態勢を速やかに確立する。

3. 応急仮設住宅設置及び住宅応急修理計画

(1) 応急仮設住宅の設置

災害により住家が全焼、全壊又は流出したときは、被災者ができるだけ自力で住宅を確保できるように適切な指導を行うとともに、自己の資力では住宅を得ることができない者を収容するため応急の仮設住宅を設置する。

応急仮設住宅は、次により建設し被災者を速やかに収容する。

ア 資材の調達

- (ア) 災害救助法適用による応急仮設住宅資材払下げ申請を県に提出する。
- (イ) 建設業者に一括請負させる。

イ 建設業者

労務資材の提供に関する建設業者との契約は、災害時の状況に応じその都度締結する。

ウ 建物の構造及び規模

厚生労働省が「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」を参考に、応急仮設住宅 1 戸当たりの規模は 9 坪(29.7 m²)を基準とし、構造は一戸建、長屋建若しくはアパート式のいずれかとする。

建設にあたっては、県産材の活用や高齢者や障がい者等に配慮した仕様(手すり、スロープ等)の作成に努める。

エ 設置予定地

全焼、全壊及び流出、総戸数のうちから自己の資力では住宅を得ることができない者を対象に災害救助法の定めるところによる。

また、市内の状況を考慮し、あらかじめ応急仮設住宅建設可能用地の候補地を選定し、災害の規模、被害の状況に応じて対応する。

施設・広場名称等	住所	面積(m ²)
多目的広場	荒尾市荒尾 4051	14,300
サッカー場	荒尾市荒尾 4051	8,000

オ 建設期間及び供与期間

災害発生の日から速やかに着手し、工事を完了しなければならない。また、供与期間は災害の状況により決定するものとする。

カ 入居基準

住居が全壊、全焼又は流出し、自己の資力では住居を得ることができない者を対象に、災害救助法の定めるところによる。

(2) 住宅応急修理計画

災害のため住家が損傷し、日常生活に欠くことのできない部分の応急修理を自己の資力でなし得ない者を対象にその部分の応急修理を実施する。

なお、修理実施要領は災害救助法に基づき、その都度決定する。

(3) 野外収容施設の設置

災害により現に被害を受け、又は受ける恐れのある者を収容するため、被災地の周辺に適当な収容施設がないとき、又は収容施設があっても全員を収容し得ないときに、必要に応じ臨時に適当な場所にテントその他の野外収容施設を設置するものとする。

(4) 民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の提供

大規模災害等の発生時には、民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の提供を行う。そのために、平時からあらかじめ必要な体制を整備しておくものとする。

(5) 応急仮設住宅の運営管理

各応急仮設住宅について、入居者の募集・選定から、入居中の住宅の維持補修、退去に至るまでの運営管理を行う。この際、警察及び防犯ボランティア団体等と連携して応急仮設住宅における安心・安全を確保するとともに、孤立化や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努め、男女共同参画の視点にも配慮する。

4. り災証明の交付

り災証明書は、被災者に対し災害救助法による各種施策、税の減免等を実施するために必要

なもので、地方自治法第2条に定める被災者に関する事務の一環として、被災者の救済を目的に市長が確認できる程度の被害について証明するものである。

住家等の被害の程度を調査する際は、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

(1) リ災証明書の発行体制の整備

市は、住家被害の調査やリ災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

(2) リ災証明の対象

リ災証明書の証明の範囲は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により、被害を受けた家屋とし、次の項目について証明を行うものとする。なお、家屋以外のものが被災した場合において、必要があるときは、これに準じて行うものとする。

ア 全壊、流失、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊(床上浸水、床下浸水)

イ 火災による全焼、半焼、水損

(3) リ災証明書の発行主体

リ災証明書の発行は、市長が行う。ただし、火災による証明は、消防署長が行うものとする。

(4) リ災証明書の発行

リ災証明書の発行は、被災された方が被害の程度を証明するために申請し、それに基づき、建物被害認定調査を行い、その結果に基づいて作成されたり災台帳を用い、申請があったり災者に対しリ災証明書を発行する。その際、リ災証明の判定結果に不服があった場合及び災害発生後の被害調査ができなかった家屋については、再調査を実施する。

5. 災害弔慰金の支給等

(1) 災害弔慰金の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年9月18日法律第82号)に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治癒後に精神又は身体に著しい障害がある市民に対して、災害障害見舞金を支給する。

(3) 災害援護資金の貸付け

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

6. 義援金等の受付・配分

(1) 義援金等の受け付けと保管

義援金を受け入れる口座を指定金融機関に開設し、市に送金された義援金を保管する。

また、日本赤十字社等を通じて配分された義援金品を受け付ける。

(2) 義援金等の配分

義援金の配分については、荒尾市災害義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災世帯数、被災状況等を考慮して決定する。義援品は、救援物資と同様に扱う。

7. 被災者生活再建支援金の支給

「被災者生活再建支援法」(平成10年5月22日法律第66号)に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者から支援金の申請書を取りまとめ、県に提出する。